

学校法人純真学園 役員の報酬等の支給に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人純真学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人純真学園 給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬、賞与、退職金
 - (2) その他前条第2号に定めるもの
- 2 非業務執行理事等に対しては、賞与、退職金は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、新たな任期ごとに理事会において決定する。

- 2 役員の賞与は、職員に支給する勤勉手当の支給率に準じ、また、退職金は別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 役員として、在任中に特に功労があり学園の発展に寄与した者には、功労金、加算金を支給することがある。なお、その額については、理事会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土、日、祝祭日にあたる場合は、前営業日）に支払うものとする。
 - (2) 賞与 学校法人純真学園 給与規程に準拠した支給日に支給する。
 - (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した翌月末日（ただし、支給日が土、日、祝祭日に当たる場合は、前営業日）に支払う。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
 - 4 役員が死亡した場合の支給すべき報酬等は、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。ただし、生計を一にしていた遺族がない場合は、2親等以内の遺族に支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行し、学校法人純真学園 役員報酬
規程及び学校法人純真学園 役員退職金規程は廃止する。

別表第1（役員の報酬）

号俸	理事長	理事・監事
1	月額 720,000 円	月額 30,000 円
2	月額 776,000 円	月額 40,000 円
3	月額 834,000 円	月額 50,000 円
4	月額 912,000 円	月額 60,000 円
5	月額 984,000 円	月額 70,000 円
6	月額 1,055,000 円	月額 80,000 円
7	月額 1,129,000 円	月額 90,000 円
8	月額 1,198,000 円	月額 100,000 円

※理事長が教育職員を兼務し、学校法人純真学園 給与規程 第5条第1項第2号に定める教育職員給与表（別表2）の適用を受けている場合の報酬は、上記別表第1（役員の報酬）に定める額の60%を支給する。

別表第2（役員の退職金算定式）

$\text{役員報酬月額} \times \text{公益財団法人私立大学退職金財団の退職資金交付業務方法書別表第2の3従前交付率表に定める在職期間の交付率}$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。